

みよし DMO WEB サイトリニューアル業務 プロポーザル募集要領

1. 主旨

この要領は、一般社団法人三次観光推進機構（みよし DMO）の WEB サイトリニューアルを行うにあたり、委託する業者を選定するために必要な事項を定めるものです。

2. 事業の概要

(1) 事業の名称

みよし DMO WEB サイトリニューアル業務

(2) 事業の実施主体

一般社団法人三次観光推進機構（みよし DMO）

(3) 事業の目的

一般社団法人三次観光推進機構（みよし DMO）は「Walk @round Miyoshi」（以下、「みよし DMO WEB サイト」という）で三次市の観光に関する情報発信をしています。令和 6 年度から三次市観光公式サイトと統合し、みよし DMO WEB サイトが三次市の観光情報発信の窓口として役割を担うこととなりました。みよし DMO WEB サイトは開設から 5 年が経過し、コンテンツ量は増加しましたが、ユーザーが目的別に情報を探ることが難しく、回遊率が低いのが現状です。本業務では、情報の整理とともに、ナビゲーションやレイアウトの設計を見直し UI/UX を考慮した WEB サイトとしてリニューアルすること、さらなる集客を図ることを目的として業務を委託するものです。

(4) 事業の内容

別紙に定める「みよし DMO WEB サイトリニューアル業務仕様書」のとおりとします。

(5) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日（金）まで

3. 見積限度額および支払い時期

(1) 見積限度額

3,080,000 円（消費税、地方消費税を含む）

(2) 支払い時期

業務委託を完了し、正当な請求書を受領した日から 30 日以内に契約金額を支払います。

4. 審査委員会の設置

別途定める「みよしDMO WEB サイトリニューアル業務プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会を設置しています。

5. 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

6. 資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる条件を全て満たすものでなければなりません。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
 - イ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第 2 項の規定に基づく更生
- (3) 広島県暴力団排除条例（平成 22 年広島県条例第 37 号）第 17 条・第 18 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 過去において、観光 PR サイト等のシステム開発を契約、履行した実績があること。あるいは、観光関連のコンテンツを制作しオウンドメディア運営をしていること。
- (5) システムの開発のために必要な有資格者（システムアナリスト、システム監査技術者、プロジェクトマネージャー、アプリケーションエンジニア、ソフトウェア開発技術者のいずれか）又はこれと同等の資格・技術を持つ者を雇用していること。
- (6) 委託者が依頼する制作等の業務を外部発注や下請け業者に委託することなく、提案者の会社内に所属するスタッフのみで完結できること。また、納品までの協議等、機構職員と直接やりとりが可能ですぐに対応できること。

7. 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後、候補者と当審査委員会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて交渉を行うこととなります。

8. 説明会に関して

説明会は実施しません。

9. 参加申込および資格要件の審査

本企画提案への参加申し込みは、別紙様式-①により、以下の提出期限、提出方法で行うこと。
なお、資格要件の審査は、企画提案書の書類と一緒に提出することとし、その際に合わせて審査をします。

受付期限：令和6年8月14日（水）17時30分必着

提出方法：持参または郵送（簡易書留または配達証明に限る）

10. 質問と回答

質問は別紙様式-②によってのみ受け付けることとし、電話または口頭による質問は受け付けません。質問と回答は、随時、質問者を明記しない形式でみよしDMO WEBサイトに掲載します。

受付期限：令和6年8月22日（木）17時30分必着

質問方法：郵送または別紙様式-②を添付のうえ電子メールで送信

11. 企画提案書等の作成

別途定める「みよしDMO WEBサイトリニューアル業務に関する企画提案書作成要領」のとおりです。

受付期限：令和6年9月10日（火）17時30分必着

提出方法：上記の別紙に記載の通り

12. 審査

別途定める「みよしDMO WEBサイトリニューアル業務プロポーザル審査要領」のとおりです。

13. 審査結果

審査結果は審査委員会終了後速やかに全ての提案者に文書と電子メールで通知します。

14. スケジュール（予定）

令和6年8月1日（木）	プロポーザル実施の公示
8月14日（水）	参加申込書の提出期限
8月22日（木）	質問書の提出期限
8月30日（金）	みよしDMO WEBサイトに質問の回答を掲載
9月10日（火）	企画提案書の提出期限 1次審査 ※5社以上の場合
9月12日（木）	審査会の案内
9月19日（木）	審査会開催：企画提案書説明（プレゼンテーション）

9月30日（月） 選定完了、審査結果の通知
10月 委託内容の協議等
契約締結、業務委託
令和7年2月28日（金） 委託業務・成果物の納品完了

15. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、必要に応じ複写します。（ただし審査委員会での使用に限る）
- (2) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用しません。
- (3) 提出された書類は返却しません。

16. 関係書類の提出先・連絡先

名 称：一般社団法人三次観光推進機構（みよしDMO）

住 所：〒728-0014

広島県三次市十日市南一丁目2-23 三次市交通観光センター2階

電話番号：0824-62-6150

Eメール：info@miyoshi-dmo.jp

担 当 者：大谷

17. 注意事項

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する費用（旅費、通信費を含む）は、提案を行う者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとします。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがあります。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書等は、返還しません。
- (5) 審査結果に関する質問は、一切受け付けません。